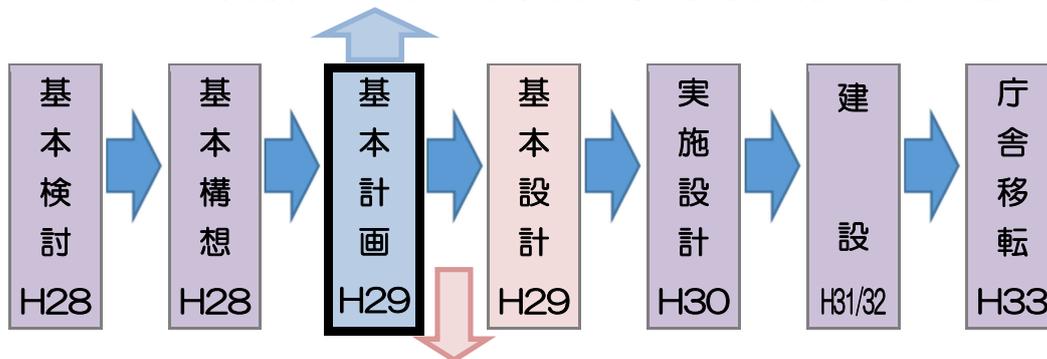


新庁舎建設基本計画を策定しました

8月4日の第11回新庁舎建設検討本部会議で「新庁舎建設基本計画」の最終決定を行いました。基本計画は、新庁舎に必要な具体的な機能や面積等、今後実施する基本設計等の前提となる内容について定めるものです。（計画は本庁舎・やすらぎ園・イコーゼ！・4地区公民館に設置している他、町ウェブサイトで公開しています。また、計画の概要については、広報こおり9月号に掲載予定です。）

策定にあたっては、4月～5月に実施した町民アンケート・意見募集、7月に実施したパブリックコメント・町民説明会等で町民の皆様から広くご意見をいただきながら、外部有識者や町内各団体代表で構成する新庁舎建設検討委員会等において内容の検討を進めてきました。

今後は、策定した基本計画をもとに、新庁舎の向きや部屋の配置などについて検討を行う、基本設計の段階に入ります。基本設計についても、町民説明会等を予定し、幅広く検討を進めていきます。



基本設計を行う事業者選定のためのプロポーザルを開始

策定した基本計画をもとに、基本設計を行う設計事業者の選定を開始しました。選定にあたっては、市町村庁舎の設計事業者選定によく利用される、「プロポーザル方式」を採用します。

これは、新庁舎建設基本計画にある6つの理念などを実現するための、新庁舎の設計方針や利用技術などについて、複数の設計事業者から技術的な提案（プロポーザル）を受け、最も良い提案を行った事業者を基本設計事業者として選定するものです。

選定にあたっては、新庁舎ニュース第5号で紹介した「新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会」の6名の委員（有識者2名・町民2名・行政2名）が、審査基準や審査方法を決定し、1次・2次の2回の審査を行い、最優秀事業者等を決定します。

なお、事業者選定後、事業者が町や町民の意見を反映しながら3月末を目途に設計図の作成を進めていくことになります。

プロポーザル実施の流れ(予定)

8月上旬	事業者指名通知
↓	
(事業者が技術提案書を作成)	
↓	
9月下旬	技術提案書の提出受付
↓	
10月上旬	第1次審査：書類審査
↓	
10月下旬	第2次審査：プレゼンテーション (発表会)とヒアリング(聞き取り) 事業者決定

新庁舎コラム 「設計事業者の決定方法」：コンペ・プロポ

庁舎の建築設計の設計事業者の選定においては、入札による価格競争で設計料が安い事業者に発注しても、技術力が低ければ良質な性能・品質の建築物を得られません。そこで、金額に上限を設定し、技術力等で選定を行うことが通例となっています。

そのため、町新庁舎の基本設計を行う設計事業者の選定にあたっては、技術力等で事業者を選定するプロポーザル方式を採用します。なお、技術力等による設計事業者の選定方法には以前から「コンペ」という方式がありましたが、コンペ方式の欠点を解消できる方式として、近年ではプロポーザル方式が考案され採用されています。ここでは両者の違いについて、概要をまとめました。

	プロポ(プロポーザル)	コンペ(コンペティション)
概要	「人(設計者)」を選ぶ	「作品(設計図)」を選ぶ
評価内容	事業者から提出された技術的提案を中心に、実績や技術力、業務実施体制・方針等も総合的に評価	事業者から提出された設計図を評価
設計の実施者	事業者決定後に、設計事業者が町や町民の意見を反映しながら設計する	事業者決定前の段階で、設計事業者が単独で設計する
プレゼンテーション(発表会)	発表会を実施することが多い	発表会を実施することが多い
事業者選定後の設計図変更の自由度	自由度が高い (設計図を事業者の選定後に作成するため、設計図作成中に町や町民からの意見を反映できる)	自由度が低い (発表会時に設計図がほぼ完成しているため、選定後には、基本的に設計図の大きな変更はできない)
参加設計事業者の負担	負担が少ない (発表会の時点では、設計図等の詳細な図面の作成まではしなくてよく、設計事業者として選定された後に図面を作成するので、無駄にならない)	負担が大きい (発表会以前に設計図等の詳細な図面を作成しなければならないうえ、選定されなければ作成した図面が無駄になる)

新庁舎コラム 「設計の2つの段階」：基本設計・実施設計

新庁舎建設の段階のうち、設計には2つの段階があり、今年度後半から実施するものが「基本設計」、その後に実施を予定しているものが「実施設計」です。

庁舎の間取りや設置する設備の位置など、新庁舎の大枠については、基本設計の段階で決定することになり、実施設計の段階では大きな変更は難しくなります。基本設計の段階における検討が重要となるため、町民説明会等を実施しつつ、多くの意見を受けて検討を行っていく予定です。

	基本設計	→	実施設計
時期	今年度から実施		基本設計の後に実施
内容	建物の概要を決める (例)間取り、向き、設備位置、外観		建物の詳細を決める (例)配線、配管、設備詳細
主な図面利用者	発注者(町)など		工事施工者など
大きな設計変更	早い段階であれば可能		基本的に不可